

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### <基本的な考え方>

当社は、企業理念である「社会の信頼に応え、モノづくりを通じて、人々の幸福と豊かな社会づくりに貢献する」ことを目的に、「経済」「社会」「環境」のそれぞれの関係において、調和した事業活動を実践し、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。当社グループは、JTEKT GROUP VISION「No.1 & Only One より良い未来に向かって」を掲げ、お客様、サプライヤー、従業員との和を大切に、お客様の期待を超える「価値づくり」、世界を感動させる「モノづくり」、自らが考動する「人づくり」を通じてナンバーワン、オンリーワンの商品・サービスをお届けいたします。この GROUP VISION を実現するための方策として、中期経営計画を策定し、グループ・グローバル経営を展開いたします。中期経営計画の達成及びGROUP VISION の実現が、企業理念に適い、中長期的な企業価値を高めるものと考え、ステークホルダーの皆様への期待に応えられますよう努め続けてまいります。

#### <基本方針>

当社は、企業の社会的責任を果たし、企業価値を持続的に向上させるため、内部統制システムを整備し、あらゆるステークホルダーに対して経営の透明性を高め、十分な説明責任を果たすよう努めてまいります。また、『コーポレートガバナンス・コード対応ガイドライン』を策定し、適切に実践することを通じて、企業体質の変革と強化に取り組んでまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

本欄に記載すべき事項はありません。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、政策保有株式として保有する上場株式について、その保有に関する方針及び議決権行使の基準を策定しておりますので、以下に示します。また、政策保有株式毎に保有目的の適切性や経済合理性について毎年取締役会において検証いたします。具体的には、当該株式の保有によって得られる便益や発行会社のROEが当社の資本コスト等に見合っているかを判定した上で、保有の適否を検証いたします。また、議決権行使の基準に則り、適時対応してまいります。

#### (1)政策保有に関する方針

政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の維持・強化等を目的とし、中長期的な企業価値向上の観点から保有する。かかる保有目的に沿わなくなった、あるいは保有に伴う便益、リスクが資本コスト等に見合っていないと判断した銘柄については、縮減を検討する。

#### (2)政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、当該企業が反社会的行為を行っておらず、かつ株主還元が社会一般と比較して著しく不相当と認められる等、株主利益を軽視していない限り、基本的に企業経営者による経営判断を尊重する。企業又は企業経営者による不祥事及び反社会的行為が発生した場合には、コーポレートガバナンス上、重大な問題が発生しているとみなし、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使する。

#### 【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、当社と当社取締役との利益相反取引及び競業取引について、会社法に定められた手続を遵守するとともに、取締役でない経営役員についても取締役会での承認・報告を要することを「経営役員規則」で定めております。これら手続の運用を通じて取締役会による適切な監督に努めております。

また、当社と当社の主要株主等との取引は、他の一般取引と同様に、市場価値を充分勘案した価格の提示に基づき交渉し、取引条件を決定しております。これら取引に関する事項は社内規程で決裁権限者を定め、重要なものは適時適切に取締役会で決定・承認しております。

#### 【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金基金(以下、基金)の運営に適切な資質を持つ人材が配置されるように、サクセッションプランを策定しております。企業年金の受益者利益の最大化及び利益相反取引の適切な管理を目的に、毎月、資産運用状況を確認し、3ヶ月毎に開催される資産運用検討委員会にて資産運用政策を検討しております。資産運用検討委員会は、当社経理部門、人事部門の担当役員と実務者、基金の常務理事で構成され、運用コンサルタントにも出席、意見を求め、基金に適切な助言を行っております。

#### 【原則3 - 1. 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適法に行うとともに、実効的なコーポレートガバナンスを実現するために必要な情報は、適時適切なルートを通じ積極的に開示いたします。

#### (1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「企業理念」「企業の社会的責任の考え方」及び「JTEKT GROUP VISION」、「中期経営計画(投資家向け決算説明会資料に

記載)を当社ホームページ及びIR活動等を通じて開示・公表しております。(https://www.jtekt.co.jp/)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書「 - 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定

当報告書「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に記載のとおりです。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名

当報告書「 - 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載のとおりです。

(5)個々の選解任・指名についての説明

社外取締役及び社外監査役の個々の選任理由については、当報告書「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】  
【監査役関係】」に記載のとおりです。取締役・監査役の個々の選解任・指名の理由については、「定時株主総会招集ご通知」に示して  
おります。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1 - 1

当社では、取締役会において、法令又は定款で定められた事項のほか、企業理念及びJTEKT GROUP VISION 実現に向けた中期経営  
計画と、それを達成するための経営戦略(事業計画、人事・組織、資本・投資施策等)について審議・決定しております。上記以外の業務執行に  
ついては、社内規程に基づき、業務分掌に応じて各経営役員及び幹部職へ適切に委任しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当報告書「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」に記載のとおりです。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11 - 1 取締役の選任に関する方針・手続

当社では、取締役選任にあたっては「取締役選任に関する方針」に基づき、「役員人事案策定会議」において、専門分野や経験が  
様々に異なる人選とすることで、取締役会全体のバランス、多様性も考慮し検討いたします。その方針を以下に示します。

(1)当社の取締役候補として選任する者は、次の条件を満たしていなければならない。

- 1)心身ともに健康であること。
- 2)人望、品格、倫理観を有していること。
- 3)遵法精神に富んでいること。
- 4)経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること。
- 5)当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと、及び産官学の分野において  
組織運営経験を有し、又は技術、会計、法務等の専門性を有していること。
- 6)株式公開会社としての透明性と健全性・効率性を果たす企業統治機構構築の観点から、取締役に求められる資質を有していること。

(2)当社の社外取締役候補として選任する者は、上記(1)項に加え、次の条件を満たしていなければならない。

- 1)会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者であること。
- 2)以下に記載する当社の「社外取締役の役割・責務」を果たせる者であること。  
経営の方針や経営改善について、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、自らの知見に  
基づく助言を行う。  
経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う。  
会社と自身とは無関係のステークホルダー(株主等)との間の利益相反を監督する。  
経営陣とは独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。
- 3)出身の各分野における実績と見識を有していること。
- 4)取締役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること。

(3)当社の独立社外取締役候補として選任する者は、上記(2)項に加え、次の条件を満たしていなければならない。

- 1)当社の「社外取締役の独立性に関する基準 1」の条件を満たす者であること。
- 2)以下に記載する当社の「独立社外取締役の役割・責務」を果たせる者であること。  
経営の方針や経営改善について、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、自らの知見に  
基づく助言を行う。  
経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う。  
会社と経営陣・主要株主との間の利益相反を監督する。  
経営陣・主要株主から独立した立場で、ステークホルダー(株主等)の意見を取締役会に適切に反映させる。

1 当報告書「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」に掲載しております。

(4)当社の取締役候補として選任する人数は以下のとおりとする。

取締役の人数は15名以内(内、独立社外取締役は2名以上)とする。

補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況

取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況について「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果概要

当社では、複数の社外取締役も参加する取締役会において、多様な知見と豊富な経験に基づく活発な議論を行い、適時適切な経営判断  
を行える会議運営に努めております。その実効性の分析・評価については、監査役が「取締役会を含む重要会議の実効性」を監査項目  
として取り上げ、改善点があれば経営会議において報告しております。また取締役会事務局は、年に1回、取締役及び監査役を対象に

「取締役会の実効性についての調査」を実施しております。それら取締役・監査役の評価で改善すべき事項があれば、適宜、会議体があり方や運営について見直しをしております。2020年度は、取締役会の議論の活性化につながる社外取締役・監査役への事前説明の機能より高めるために、取締役会への上程案件以外の経営テーマを加え、情報の共有を図ってまいりました。更なる実効性の向上に向けては、個別の上程案件の全体の方針・戦略の中での位置づけがわかるような改善の必要性を認識しておりますが、全体として概ね適切に機能しており、取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。

【原則4 - 14 . 取締役・監査役トレーニング】

補充原則4 - 14 - 2

当社の取締役・監査役及び経営役員(以下「役員」という)が、その役割・責務を適切に果たすため、「ジェイテクトにおける役員のトレーニング方針」を定め、それに基づき実施しております。その方針を以下に示します。

- (1)当社は役員就任時にその役割・責務(遵守すべき法令・ルール含む)に関する教育を実施する。
  - 1)企業理念(JTEKT GROUP VISION等含む)
  - 2)事業・財務・組織等に関する必要な知識
  - 3)役員の義務と責任(遵守すべき法令・ルール、コーポレートガバナンス)
  - 4)内部統制システム
- (2)当社は必要知識習得や適切な更新の機会提供・斡旋を行う。
  - 1)社内役員研修会の開催
  - 2)外部講師招聘による講習会・講演会の開催(法令・コンプライアンス・安全・品質・技術等)
  - 3)所属団体が開催する各種大会、講演会、見学会及びその他の外部セミナー等への参加
- (3)常勤監査役は公益社団法人日本監査役協会の会員として、部会活動及びセミナー参加等を通じて知見を高め、他の監査役と情報共有を図る。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、「ジェイテクトにおける株主との建設的な対話に関する方針」を策定しておりますので、以下に示します。

- (1)株主との対話は、経営管理本部長が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、取締役社長を中心とする経営陣と株主との建設的な対話を実現できるよう積極的に対応します。
- (2)株主との対話を促進するため、関連部門は、IR活動の企画、情報の共有、開示資料の作成などについて積極的に連携します。
- (3)対話の手段として、四半期ごとの決算説明会のほか、証券会社主催のカンファレンスを活用した会社説明会、機関投資家の個別訪問などを実施します。また、ジェイテクトレポートの発行などにより、情報開示の充実に努めます。
- (4)対話において把握した株主の意見などは、適宜、経営陣及び関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用を図ります。
- (5)当社「情報開示方針」に基づき、フェア・ディスクロージャー・ルールに則った情報管理を行い、決算発表前の一定期間は、沈黙期間として株主・投資家の皆様との対話を制限します。また、インサイダー取引規制の遵守のため、自社株式の売買等についての社内規程「インサイダー取引規制規準」を設け、運用します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	77,235,087	22.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	36,109,500	10.53
株式会社デンソー	18,371,467	5.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	18,297,800	5.33
日本生命保険相互会社	11,125,696	3.24
株式会社豊田自動織機	7,813,046	2.28
三井住友信託銀行株式会社	7,635,680	2.23
株式会社りそな銀行	6,749,426	1.97
株式会社三井住友銀行	6,366,915	1.86
豊田通商株式会社	5,969,661	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宮谷 孝夫	他の会社の出身者													
岡本 巖	他の会社の出身者													
内山田 竹志	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮谷 孝夫		・2015年6月 当社社外取締役就任(現任) ・同氏は、過去にトヨタ自動車株式会社において業務執行に携わっていましたが、1999年1月以降は、同社での業務執行に携わっておらず、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしております。	企業の経営者及び業界団体会長として、長年にわたり、ものづくりに携わってきた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営を監督し、適切な助言及び提言をして頂くため。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

岡本 巖	・2015年6月 当社社外取締役就任(現任)	経済産業省や日中経済協会等において要職を歴任し、国内外における産業・経済活動に關する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営を監督し、適切な助言及び提言をして頂くため。また、独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
内山田 竹志	・2004年6月 当社社外取締役就任 ・2013年6月 当社社外取締役を退任、トヨタ自動車株式会社取締役会長就任(現任) ・2018年6月 当社社外取締役就任(現任)	企業の経営者として、長年にわたり、ものづくりに携わってきた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営を監督し、適切な助言及び提言をして頂くため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事案策定会議	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬案策定会議	3	0	1	2	0	0	社内取締役

#### 補足説明

代表取締役社長及び独立社外取締役で構成する「役員報酬案策定会議」及び「役員人事案策定会議」を設置し、取締役の報酬並びに取締役・監査役候補の指名及び経営役員・幹部職の選解任に関する検討の客観性を高めております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	5名
監査役の数	5名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

財務報告に係る内部統制についての内部監査、監査役監査及び会計監査を効率的・効果的に行うため、常勤監査役、会計監査人、監査部は、定期的に協議の場を設けて監査計画や監査実施状況等について連絡会を実施し、相互連携を図っております。またその内容は適宜、常勤監査役を通じ社外監査役に説明され、情報の共有と意見交換がなされております。これらに加え、社外監査役は監査計画、監査及びレビューの結果、金融商品取引法上の内部統制について会計監査人から監査役会において報告及び説明を受けるほか、監査法人の品質管理体制の監査、棚卸監査への立会等を行っております。さらに、会計監査人と取締役社長及び経理・営業・事業本部の各担当役員等は、事業戦略及びリスク要因等についての連絡会を実施しております。

金融商品取引法上の内部統制については、経理部を始めとする内部統制部門が、自律的に整備・運用する体制をとっております。各内部統制部門が自己点検を実施し、それをふまえて監査部が全社レベルでの内部統制の有効性について内部監査を行い、その結果を適宜、代表取締役及び監査役、会計監査人に報告するとともに、取締役会へ内部統制報告書の提出について付議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 享司	公認会計士													
若林 宏之	他の会社の出身者													
櫻井 由美子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 享司		・2016年7月 吉田公認会計士事務所代表就任(現任) ・2017年6月 京阪神ビルディング株式会社社外取締役就任(現任) ・2018年6月 当社社外監査役就任(現任)	公認会計士として培われた財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、当社の経営を監査し、適切な助言及び提言をして頂くため。
若林 宏之		・2017年4月 株式会社デンソー取締役副社長就任 ・2018年6月 当社社外監査役就任(現任) ・2021年1月 株式会社デンソー取締役就任	経営者としての幅広い経験と知見及び企業統治に関する高い見識を有しており、当社の経営を監査し、適切な助言及び提言をして頂くため。
櫻井 由美子		・2000年1月 櫻井由美子公認会計士事務所代表就任(現任) ・2009年6月 株式会社東洋 社外監査役就任(現任) ・2014年6月 株式会社プロトコーポレーション 社外取締役就任(現任) ・2019年6月 当社社外監査役就任(現任)	公認会計士として培われた財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、当社の経営を監査し、適切な助言及び提言をして頂くため。

**【独立役員関係】**

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を、全て独立役員に指定しております。当社における「社外取締役の独立性に関する基準」を取締役会にて審議・制定しておりますので、以下に示します。

**【社外取締役の独立性に関する基準】**

当社取締役会が、当該社外取締役において独立性を有すると認定するには、以下の条件を全て満たし、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

(1) 当社及び子会社の業務執行者

以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その配偶者、二親等内の親族又は同居の親族(重要な業務執行者に限る)であってはならない。

- 1)当社及び当社の子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
  - 2)過去10年間に於いて上記1)項に該当していた者
- (2)当社と主要な取引先との関係にある者  
以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その配偶者、二親等内の親族又は同居の親族(重要な業務執行者に限る)であってはならない。
- 1)当社を主要取引先とする者(その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を当社から受けた者)又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
  - 2)当社の主要取引先である者(その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を当社に行っている者)又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
  - 3)当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
  - 4)過去3年間に於いて、上記1)～3)項に該当していた者
- (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている会計専門家、法律専門家、コンサルタント  
以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その配偶者、二親等内の親族又は同居の親族(重要な業務執行者及び公認会計士、弁護士等の専門的な資格保有者に限る)であってはならない。
- 1)公認会計士又は税理士、弁護士、その他のコンサルタント(個人)であって、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を得ている者
  - 2)監査法人、税理士法人、法律事務所、又はコンサルティング・ファーム(組織)で、当社を主要取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、その総売上高の2%以上の支払を当社から受けたファーム)の社員、パートナー、アソシエイト、従業員
  - 3)過去3年間に於いて、上記1)～2)項に該当していた者
- (4)当社と主要な株主との関係にある者  
以下のいずれかに該当する者であってはならない。
- 1)当社の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
  - 2)当社が主要株主である会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
- (5)その他、一般株主との間で利益相反が生じる者
- 1)上記(1)～(4)項までに考慮している事由以外の事情で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物である事を要する。
  - 2)仮に上記(2)～(4)項までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える場合は、その理由を対外的に説明することを条件に当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

実績及び評価に基づき報酬等を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告への記載内容の概要は下記のとおりであります。  
なお、事業報告は、当社のホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しております。

取締役及び監査役の報酬等の額  
取締役 14名 480百万円 監査役5名 102百万円



報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の種類	a)固定報酬(月額報酬)	b)業績連動報酬	c)業績連動報酬
支給方法	金銭報酬	金銭報酬	株式報酬(譲渡制限付)
支給割合(基準額換算)	70%	20%	10%
報酬枠(年額)		a)+b)=800百万円	100百万円
支給時期	毎月	年1回(定時株主総会后)	年1回
方針	役職毎に基準額を設定	下記指標に基づきテーブル表より算出 事業利益額 安全・品質のグローバル目標達成度	業績連動報酬のうち、 事業利益分の半分を株式報酬として付与

#### プロセス

上記の方針により報酬案を策定  
任意に設置する役員報酬案策定会議(取締役社長、独立社外取締役2名)にて、  
上記報酬案の妥当性(会社業績、世間との比較等)、決定方針との整合性を確認し、承認  
取締役会での決議(取締役社長に一任)に基づき、取締役社長が決定  
取締役会での決議により、株式報酬の割当て(株式数)を決定

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は経営企画部、社外監査役は監査役室がサポートを行っております。

#### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は取締役会を毎月開催し、法令で定められた事項のほか、会社方針、事業計画等、経営の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、当社取締役会議長は、取締役会長である旨を定めておりますが、現在は取締役会長が不在のため取締役社長が務めております。さらに、取締役会の監督機能を強化すべく、社外取締役3名のうち独立性を有する社外取締役2名を選任しております。取締役会の前には社外取締役及び社外監査役が一堂に会する「社外役員事前説明会」を開催し、取締役会議案について説明し、他の重要な経営課題と併せて共有することで、議案への理解を深めるとともに、取締役会に先立つ議論の場としております。また取締役会の下部機構として経営役員会、経営会議や全社登録会議を設け、個別事項の審議の充実を図るとともに、経営役員等の業務執行を監督しております。また、全社登録会議の一つである情報開示委員会においては、法令等で定める重要情報だけでなく、企業価値向上に資すると思われる情報の開示方針を定め、適切な情報開示を通じたステークホルダーとの対話につなげております。加えて、代表取締役社長及び独立社外取締役で構成する「役員報酬案策定会議」及び「役員人事案策定会議」を設置し、取締役の報酬並びに取締役・監査役候補の指名及び経営役員等の選任に関する検討の客観性を高めております。

当社は監査役会設置会社として、社外監査役3名(独立性を有する社外監査役2名)を含む5名体制で取締役の職務執行を監査しており、監査役室に2名の専任スタッフを置き、監査の実効性を確保しております。内部監査については、トップ直轄の監査部が各機能・事業部門の業務執行及び内部統制の有効性等を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告することで、監査の独立性を確保しております。会計監査においては、監査役が会計監査人から報告及び説明を受け、監査の方法及び結果の相当性と会計監査人の独立性を確認しております。また、これらの監査の実効性を高めるよう、監査役、会計監査人、監査部は、定期的に協議の場を設けて情報交換を実施し、相互連携を行っております。

< 取締役・監査役候補の選解任を行うにあたっての方針と手続 >

【方針】

的確かつ迅速な意思決定と実効性ある監督・監査が実行できるよう、適材適所の観点より総合的に検討しております。

【手続】

選解任につきましては、代表取締役社長、独立社外取締役で構成される「役員人事案策定会議」での検討結果に基づき、取締役会決議によるプロセスを経て決定しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の体制は、当社にとって最適な体制と考えて採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り、招集通知の早期発送に努めるとともに、発送日に先立って、その記載情報を東証上場会社情報サービスや当社のホームページで電子的に開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して、株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を作成し、当社ホームページ及び議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を四半期ごとに実施するとともに、証券会社主催のカンファレンスを活用した会社説明会、機関投資家への個別訪問も行う。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	電話会議を含む個別取材の対応を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び決算情報以外の適時開示資料を当社ホームページに掲載しております。 <a href="https://www.jtekt.co.jp/ir/">https://www.jtekt.co.jp/ir/</a> <a href="https://www.jtekt.co.jp/news/">https://www.jtekt.co.jp/news/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部及び経営企画部にて対応しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「企業の社会的責任の考え方」、「企業行動規準」に規定し、ホームページに掲載しております。 <a href="https://www.jtekt.co.jp/sustainability/csr/concept/">https://www.jtekt.co.jp/sustainability/csr/concept/</a>
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の「ジェイテクトレポート」、「サステナビリティWeb site」において、活動状況を報告し、ホームページに掲載しております。 <a href="https://www.jtekt.co.jp/ir/f_jtekt_report.html">https://www.jtekt.co.jp/ir/f_jtekt_report.html</a> <a href="https://www.jtekt.co.jp/sustainability/">https://www.jtekt.co.jp/sustainability/</a>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の「企業行動規準」に「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を公正に開示する」と規定し、ホームページに掲載しております。 <a href="https://www.jtekt.co.jp/sustainability/csr/concept/">https://www.jtekt.co.jp/sustainability/csr/concept/</a> また、ホームページに最新ニュースを適時掲載しております。 <a href="https://www.jtekt.co.jp/news/">https://www.jtekt.co.jp/news/</a>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」及びその運用状況の概要は、以下のとおりであります。なお、2021年1月1日付の役員制度一部見直しにより呼称を一部変更しております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員倫理規則を、すべての役員等に周知し、法令・定款等に則って行動するよう徹底します。また、役員研修等の場において、役員に課せられた義務と責任や適用される法令・ルール等について教育します。従業員にはCSR(企業の社会的責任)の考え方、企業行動規準及びJTEKTグローバル・コンダクト・ガイドラインに基づき、定期的に法令遵守等に関する教育を実施します。

取締役経営役員、経営役員及び幹部職から任命されたリスクマネジメントオフィサーが責任者となり、部署長を通じて各機能・事業部門ごとにコンプライアンスを推進します。法務部は、コンプライアンス推進体制の整備、啓発活動や法律相談対応といった施策を通じて、リスクマネジメントオフィサーや各職場での活動をサポートします。また、これら施策の成果はリスクマネジメントオフィサーによって点検され、コンプライアンス違反の状況と改善について、経営会議で報告・審議し、反省点を次年度の計画に反映します。

内部監査については、トップ直轄の監査部が各機能・事業部門の業務執行及び内部統制の有効性を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告することで、監査の独立性を確保します。

企業倫理に係る内部通報は、社内外に設置する企業倫理相談窓口やハラスメント相談窓口等を通じて受け付け、通報者の利益を保護しつつ、未然防止と早期解決を図ります。また、本制度が機能していることを定期的に確認し、自浄作用が十分発揮され、風土として根付くように努めます。

自治体が定める暴力団排除条例を遵守し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対して、会社組織として毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。総務機能は、警察や外部の専門機関、有識者と連携し、反社会的勢力に関する最新情報の一元管理、不当要求対応マニュアルの整備・推進を行います。これを受けて各事業場の不当要求防止責任者は、担当部署を通じて、リスク発生時の速やかな情報展開を図るとともに啓発活動を継続して展開し、被害の未然防止に努めます。

#### (上記体制に関する運用状況の概要)

- ・取締役等のコンプライアンスに関するさらなる知識や意識の向上のため、役員コンプライアンス研修や新任幹部職研修を実施しております。従業員には、e ラーニングや階層別教育プログラムを通じて教育しております。
- ・財務報告に係る内部統制の有効性監査については、年1回、取締役会において監査結果報告を実施し、その他の内部監査結果については、適時、代表取締役及び監査役に報告しております。
- ・リスクマネジメントオフィサーによる職場のコンプライアンス点検を実施しております。
- ・企業倫理やハラスメントの相談窓口の周知活動を継続的に実施し、利用しやすい環境を整備しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、その保存・管理に関する規程を制定し、当該規程に基づき、適切に保存・管理します。

#### (上記体制に関する運用状況の概要)

- ・株主総会や取締役会等の議事録、稟議書、会計帳簿等の重要文書については、法令及び『文書管理規準』等の社内規程に基づき、適切に保存・管理しております。
- ・機密情報の取扱いについては、ルールや体制を整備し、周知の上、適切に運用しております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

予算制度・稟議制度等により、組織横断的な牽制に基づいた業務の執行を行い、重要案件については、社内規程に基づいて、取締役会・経営役員会等の役員会議体及び全社登録会議体へ適時適切に付議します。会社方針に基づき、各担当部署がリスク管理を行い、内部監査部門・専門部署が監査活動を実施します。

#### (上記体制に関する運用状況の概要)

- ・毎月の経営会議にて安全・環境・品質・調達・営業・各事業本部の状況について、KPIで確認し、課題と対策案の報告を受け、適切な業務執行に活かしております。
- ・各機能本部による機能会議、各全社委員会等、全社登録会議をそれぞれ年間1~2回開催し、課題を共有、協力して解決を図っております。
- ・企業価値向上委員会及びワーキンググループの活動を通じ、企業価値向上に向けた個別課題の解決のためのPDCAサイクルを回しております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行上の意思決定は、取締役会・経営役員会・経営会議で構成する役員会議体に加え、組織横断的な全社登録会議体において、適切な相互牽制のもと総合的な検討を経て行います。

幹部職に業務執行権限を与えて機動的な意思決定を図る一方で、取締役経営役員及び経営役員は、各機能・事業本部の長として経営・執行の両面から幹部職の職務執行を指揮・監督します。

企業理念の実現に向けて、長期の目標を定め、中期経営計画で具体的な戦略・道筋を明確にします。毎年、外部環境の変化を織り込み、進捗状況等を評価し、各部門・本部単位で策定する年度実施計画へ落とし込むことで着実に推進します。また、グループの一体感の醸成を図るため、目指す姿「JTEKT GROUP VISION」を明示し、「JTEKT WAY」を全従業員に周知します。

#### (上記体制に関する運用状況の概要)

- ・各事業本部・機能本部は中期経営計画に基づき活動を推進しております。
- ・単年度の重点実施事項を示す年度本部方針を、各部署及びさらなる下位組織や個人の実施計画に織り込み推進しております。
- ・年度本部方針及び各部署の年度実施計画は、定期的に担当役員による進捗確認を受けております。

- (5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
経営における理念の共有のために、CSR(企業の社会的責任)の考え方・企業行動規程を国内外の子会社へ周知します。また、子会社管理に係る関係部署の体制と役割を明確にし、事業軸及び機能軸の両面から子会社を指導・育成します。主要な子会社については、取締役会が、内部統制システム整備の基本方針を策定し、その運用状況を定期的に点検するよう、指導します。

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
重要事項についての事前協議・報告制度及びトップ懇談会・戦略会議等を通じて、子会社の経営・事業活動を適切に管理・監督します。また、主要な子会社については、子会社における意思決定プロセスが適正に機能していることを確認します。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

JTEKTグループ経営管理ガイドラインを国内外の子会社に展開し、内部統制システムの整備を求めます。また、財務、安全、品質、環境、災害等の重大なリスクについては、子会社から当社に速やかに報告することを求めるとともに、グループ経営上の重要事項は、当社の経営会議等で審議します。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「JTEKT GROUP VISION」、「JTEKT WAY」、中期経営計画等を、国内外の当社子会社へ周知します。また、当社同様、中期経営計画等に基づき進捗状況を定期的に点検します。

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

JTEKTグローバル・コンダクト・ガイドラインを当社グループ共通の行動規範として共有します。法務部等の専門部署は、国内外の子会社に対し、コンプライアンス体制の整備を求め、各社の実情に合わせた支援をします。また、当社が提示する点検表に基づき、定期的にコンプライアンス点検を実施し、法令遵守を徹底します。

(上記体制に関する運用状況の概要)

- ・2016年4月に策定した「JTEKT WAY」の浸透活動を展開し、グローバルで価値観を共有しております。
- ・子会社の経営・事業活動に関する個別課題について、重要性に応じた事前協議・報告制度や役員会を通じた承認・決裁手続きを運用し、適切に管理・監督しております。
- ・主要な国内関係会社各社とのトップ懇談会や戦略会議等の場で子会社の中期経営計画その他の経営課題を確認し、適切な指導を行っております。
- ・子会社が重要事項について当社に事前の承認取得又は報告を行うための事前協議・報告制度規程は、必要の都度改正し、改善点を反映しております。
- ・子会社の重要な個別経営課題については、事業本部又は機能本部より役員会に上程し、審議又は報告をしております。
- ・これらの子会社の経営課題への取り組みスピードを上げ、子会社管理のより一層の強化を図っております。

- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、その職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、専任の使用人を置きます。

- (7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役室員の人事については、事前に常勤監査役の同意を得ます。

- (8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役は、その担当に係る業務執行について、担当部署を通じて適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。  
当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期・随時に、監査役に業務の報告をします。  
内部通報制度を主管する法務部は、監査役との定期・随時の会合を通じて、通報内容を適時適切に監査役に報告します。  
取締役会において、常勤監査役による監査役活動報告を聴取します。経営トップは、監査役が指摘する経営上の課題・リスクについて、対策必要な項目の責任役員を指名し、その執行状況をフォローします。  
監査役へ報告した者が、当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保します。  
監査役会又は常勤監査役からの求めに応じ、監査役の職務の執行に必要な予算を確保します。また、社内規程に基づき、予算外の案件を含め、費用の前払又は償還並びに債務の処理を行います。

- (9)その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役会・経営役員会等の主要な役員会議体及び業務会議には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧及び会計監査人との定期・随時の情報交換の機会を確保します。  
経営トップとの定期・随時の懇談の機会を確保します。

(上記(6)～(9)の体制に関する運用状況の概要)

- ・執行部門から独立した監査役室を設置し、監査役をサポートする人員2名を専任で配置しております。
- ・当該監査役室員の人事については、事前に監査役の同意を得ております。
- ・社外取締役・監査役をメンバーとする社外取締役・監査役連絡会を定期的に開催し、取締役会付議内容の事前説明及び情報交換を実施しております。
- ・監査計画に基づき、監査役による取締役会・経営役員会・経営会議等、重要会議への出席、社内各部へのヒアリング、工場・事業場・子会社等への訪問、稟議書・事前協議書等の重要書類の閲覧の機会を確保しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記を参照

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示に係る社内体制】

会社情報の適時開示は、当社役員を議長とし関係部署からなる情報開示委員会において開示の要否を協議・検討した結果を受け、社内  
置く情報開示担当者が一元管理し、適時適切に行います。

決定事実・決算情報

取締役会等において決定された内容は、情報開示委員会において適時開示の要否を確認・検討のうえ適時適切に開示しております。

発生事実

事業に関連して発生した事実は、当該事実に関する主管部門から情報開示委員会に伝達され、適時開示の要否を確認・検討のうえ  
適時適切に開示しております。

なお、内部監査部門により適時開示に係る社内体制の適切性及び有効性を検証し、その結果は経営者に報告されることとなっております。

